

今日における創造論と救済論にとっての鍵としての 十字架の神学と義認論

— ルター派的解釈学の一つの試み¹⁾ —

江 藤 直 純*

I. はじめに

1. 聴くコンテキスト

今日のアジアにおいてルター派の教職者また神学者として、われわれの信仰、神学、宣教また教会について省察するとき、そのテキストとコンテキストとを読むための解釈学をいかに理解すべきかということがわれわれの課題である。われわれが訓練され、したがって慣れ親しんでいるのは、テキスト、すなわち聖書を、それが書かれたコンテキスト、すなわち歴史、文化、思想、宗教、当時の人々の生活の光の下で読み解釈することである。このテキストとコンテキストに関する分野で旧約・新約聖書の学問研究は非常に発展を遂げてきた。しかし、われわれが十二分に承知していることは、生ける神は二千年あるいはそれ以上前にイスラエルの人々に語られただけではなく、今日も世界の他の地域と同様に、ここアジアにおいてわれわれにも語り続けておられるということである。神はそのみ言葉を聖書を通してイマコゴデ語るのである。だからこそ、われわれがその中で生き死ぬところのコンテキストの光の下でテキストを研究し解釈学的に読まなければならない

いのである。このことは、われわれが「聖書」と呼ばれるテキストを読もうとするときに、それが書かれたコンテキストだけでなく、それが読まれるアジアのコンテキストに大いに注意を払わなければならないということの意味する。

同時に、われわれが、われわれに聖書を読むときに方向性とインスピレーションを与えるルターの著作の解釈学的読み方の研究をするときにも、われわれのコンテキストを注意深く研究しなければならないということもまた真実である。ルターの神学には聖書の解釈学的原理が含まれているということである。われわれが神の言葉をイマコゴデ聴く限り、またみ言葉を聴くコンテキストを研究する限り、聖書がヘレニズム世界で書かれたかどうかは問題にならない。アジアにおけるわれわれの教会の生活と形を特徴づけたのはルターの信仰と神学だが、そのルターが15、16世紀のドイツで生まれ死んだ男だということも問題にならない。しかし、現に問題になるのは、われわれがルターを受け入れるときに今日的なアジアの諸課題と関心事の光の下で読んでいくかどうかということである。

端的に言えば、われわれの課題は、アジアにおけるルター派（ルーテル）教会の源泉であり土台であるところの聖書とルターをわれわれが生きているアジアのコンテキストとの関わりにおいて読むということである。

* Eto, Naozumi
日本ルーテル神学校校長
ルーテル学院大学教授（キリスト教学科）

2. ルター神学の特徴

ルター主義は罪と赦しについての深い理解のゆえによく知られている。それはちょうど、メソジスト教会がその活発な社会的ミニストリーのゆえによく知られており、バプテスト教会が伝道への強い力点のゆえに、アングリカン教会がその神学と実践の中道のありかた (Via media) のゆえに、よく知られているのと同様である。ルター派はもっぱら恵ミノミ (sola gratia) と信仰ノミ (sola fide) を強調し、それによって神の救いのみ業が神ご自身によって始められ完成されることを示し、それゆえこの救済のドラマにおける人間の役割は神の愛する独り子イエス・キリストの十字架上の死によって成し遂げられた神の無条件の罪人の受容という事実を受け容れることである。これこそパウロ・ティリッヒが第二次世界大戦後アメリカ人の大学生に信仰というものを新しいやり方で語ったその方法である。²⁾

ルターの宗教改革とは、ある意味で、礼拝改革であった。彼は西方教会の伝統をみな置き去りにしようとは思わなかった。むしろ、ローマ・カトリック教会の典礼の様式や順序また語彙を可能な限り多く残そうと努めた。しかしながら、実際彼が変えたものは、ミサ典文であり、そこに住む人々の言語を採用するとともに、説教、会衆の賛美への参与、聖餐の二種の物素の陪餐等を強調した。彼は sacrament の犠牲 (サクリフィチウム sacrificium) の性格を表現する言葉を廃し、その代わり sacrament の恩恵 (ベネフィチウム beneficium) の性格を表す言葉を導入した。³⁾ すなわち、人々が神を宥めるためにキリストという犠牲を捧げるという考えを廃し、逆に、神が人間の罪を赦すためにキリストという犠牲を差し出したという考えを導入したのだった。

ドイツ語で礼拝を表す言葉は Gottesdienst であり、それは文字通りには神の (Gottes) 奉仕 (dienst) を意味するが、この「神の」という属格は人々への行為の主体を表すというふうに読め、したがってルターの解釈によれば、人々に奉仕するのは神であるということである。言い換え

れば、ルターは、この属格が表すのは「主体」としての人々の行為の「対象」が神である (つまり、神の奉仕とは「神への奉仕」である) としては理解しなかったということである。われわれはしばしば宗教というものを、われわれ人間が神に対してなす何事かと理解しがちである。日本語の「礼拝 (れいはい)」も中国語の「禮拜 (リーパイ)」も、神的なるものを礼拝するという人間の行為を意味する。古語英語のウェルススキペ (weorthscipe。現代英語の worship はこの語に由来する) もまた人間が至高の存在にふさわしいものを差し上げることを意味する。しかし、ルターによるならば、福音の意味においては、礼拝の本質とは「神が」もっとも価値あるものを人間に対して差し出し、「神が」彼らを救うために彼らに奉仕することであって、けっしてその逆ではない。

聖書の神は罪深い人間を救うために彼ご自身を無になさる (ケノーシス) ののである。使徒パウロはフィリピ書の中でこのように述べている。

キリストは、神の身分でありながら、神と等しい者であることに固執しようとは思わず、かえって自分を無にして、僕の身分になり、人間と同じ者になられました。人間の姿で現れ、へりくだって、死に至るまで、それも十字架の死に至るまで従順でした⁴⁾。

第二コリント書ではパウロはイエス・キリストがなさったことをこう描いている。「あなたがたは、わたしたちの主イエス・キリストの恵みを知っています。すなわち、主は豊かであったのに、あなたがたのために貧しくなられた。それは、主の貧しさによって、あなたがたが豊かになるためだったのです」⁵⁾。

「ハイデルベルク討論」ではルターはあえて、聖書の神は栄光の神ではなく、十字架の神であり、彼の神学を「十字架の神学 (theologia crucis)」と名付けた⁶⁾。日本のルター派の神学者北森嘉蔵は著書『神の痛みの神学』の中で神の

痛みを救いを齎す愛だと捉えた⁷⁾。ディートリッヒ・ボンヘッファーもまた「苦しみたもう神」という印象的な表現を生み出した⁸⁾。これらの神学者たちは、そしてわれわれアジアのルター主義者たちは、「十字架の神学」というルターの遺産を受け継いでいるのだ。

3. アジアというコンテクスト

さて、ここでわれわれはアジアのコンテクストというものに注意を喚起しよう。これまで長いこと伝統とされてきたのは、アジアの社会と人々の生活を、非常に多くの人口を抱える中での「経済的貧困」「社会的、政治的、軍事的不安定さと非安全感」「人種的、民族的、文化的、宗教的多様性」などで特徴づけることであった。しかし、過去30年間の間に事態は変化した。経済、政治、社会の諸分野で新しい段階に到達した。冷戦は終わった。中国は、文化大革命の混沌・混乱状態とそれに続く改革開放政策の時期のあとに、世界第二位の経済規模となり、GNPにおいて日本を追い越してしまった。ここでは国ごとまた地域ごとに詳細に述べるゆとりはないが、これだけ言えることは、アジアはもはや低開発国ではなく、急速にそして着実に発展していて、一部は先進国に仲間入りしつつある発展途上国群であるということだ。

もちろん、われわれはイスラエル-パレスチナやアフガニスタンその他のアジアの諸地域における戦争や紛争を忘れることはできないし、忘れるべきではない。依然として非常に多くの人々が健康への配慮、教育、雇用、もろもろの人権等々が奪われており、その結果、生活の幸福と人間としての尊厳が現に奪われている事実を認識しなければならない。われわれは、アジアの現在と未来の生活の「日の当たっている側面」と、同じアジアの「日蔭の側面」とをどちらも認めなければならない。

4. 日本が経験してきたこと

ここで私が皆さんと分かち合いたいことは、近代化、民主化、工業化、都市化を伴った経済成長は必ずしもより幸福な生活を齎すばかりではないということ、否、むしろ、それは人間のまた社会の新しい諸問題を生み出すということである。私はそれを日本社会が経験してきた教訓を語ることによって描き出したいと思う。経済成長というのは、地上にあるあらゆる国でわれわれすべてが探し求めるものである。150年前、日本は世界に向かって門戸を開くことを強制された。そして、近代化を始めた。それは「天皇制」という精神的支柱とともに、工業化、軍国主義化、さらには植民地化と領土拡張を齎し、遂にはアジア・太平洋における十五年戦争とその敗戦に伴う甚大な損害・犠牲と悲劇という終局に至った。第二次世界大戦後、日本は再び経済発展に焦点を合わせて国家再建を試み、その結果、数十年間にわたって世界第二位の経済大国であることを謳歌した。そしていまや中国が日本に取って代わってその地位を得た。

ここでわれわれが経験しつつある諸問題を描き出すためにいくつかの統計を紹介させていただきたい。1998年以來、14年連続で3万人を超える人々が自殺した⁹⁾。年当たりの日本の死亡者数はざっと百万人だから毎年の自殺者数は総死亡者数の3パーセントを超すことになる。さらにそれを大きく上回る多くの人々が自殺未遂をしている。これはいかにも多過ぎる。なぜそうなのか。

もう一つの問題は首都圏における一帯あたり一帯の構成員が2人を下回っていることである。これは東京における平均的所帯構成員の最新の統計である。このことが明らかにしたのは、この極端に大きな都会で多くの人々が、しかも多くの高齢者が独り暮らしをしているということである。マスコミがしばしば報道することは、大都市で死後何日も経ってから亡くなっているのが発見される「孤独死」のことであるが、それはその人が近隣社会・地域社会の人々と関わりを持っていなかったということである。地域社会（コミュニティー）

というものが、生きた有機的な繋がりとの心の優しさをもって互いにケアをし合うことのできる人々の共同体として機能しなくなっているのではないかと懼れるものである。NHKの「無縁社会」、朝日新聞の「孤族の国」という印象的なキャッチフレーズで有名になったルポルタージュは今日の日本社会の病態をとらえている¹⁰⁾。

日本はまたその社会の高齢化の速度の速さによって世界に知られている。日本は、65歳以上の人々が全人口の7%を超える状態にあることを指す「高齢化社会 (aging society)」でもなければ、65歳以上の人々が全人口の14%を超える状態の社会を指す「高齢社会 (aged society)」でもない。日本は65歳以上の人々が21%を超す「超高齢社会」に向かっているのである。

もう一つわれわれが憂慮している兆候は、うつ病を患っている人の数の増加である。この問題が明らかにしようとしているのは、社会が—それが企業社会であれ、学校や他のグループや組織であれ—霊的な (spiritual, 精神的な) ストレスでいっぱいになっており、このストレスを癒すどのような力も働いていないのではないかとということである。

もしもう一つの現象を付加してよければ、それは高度に発達した近代医学とその技術の予期せぬ結果である。ガン、心臓疾患、脳梗塞が現在の三大死因であるが、これらの疾病への医療行為と薬物はますます発展の途上にある。もちろん如何なる医師といえども患者を死なないようにすることはできないが、進歩した医療技術と生命維持装置を用いて生命を延ばすことはできる。人間の痛み、苦しみに苦しみ、また無意識状態に陥ってもなお生かすことのできる医療の現実の中で、人間社会はようやく患者は尊厳をもって生き死ぬ権利を持っていることを自覚し始めた。人間はまた患者にとつてのスピリチュアル・ケアの必要性について認識を持ち始めた。もっとも、それはかならずしもどの病院でも手に入れることができるわけではないが。

教会も含めたわれわれ日本人がこの1年半の間

もがき苦しんできた、最後にして最大の課題は原子力発電と原子力発電所の問題である。それはひとたび事故が発生したらこれ以上に危険極まりないものはないことが明らかにされたばかりである。放射能汚染に関して言えば、日本の福島における原発事故はよく知られているかつてのアメリカのスリーマイル島やウクライナのチェルノブイリでの事故よりもいっそう深刻である。われわれは日本で原子力発電を利用してきたけれども、正直に言えば、放射能廃棄物の適切な扱い方を発展させて来なかった。ある種の放射性同位体の半減期は数十万年である。われわれは近い将来より安全な発電所を開発できるかもしれないが、しかし、だれもその上に発電所が建設される構造的プレート揺さぶる大地震を制御はできない。問題は、産業的経済活動のために電力の安定供給ができるかどうか、そして快適で便利な今日的な都市生活のライフスタイルを維持することができるかどうかではない。問題は、快適で便利な近代的な生活と経済的繁栄とを、原発のすぐ近くに、また原発や再処理工場の周辺地域に、現在またこれからの幾世代にもわたっての未来に住む人々のいのちそれ自体の犠牲のもとで謳歌することが許されるかどうかという「倫理的問題」なのである。

私は今日と明日のこの地域のさまざまな社会問題のいくつかを手短に触れた。われわれが創造に関わる神学的問題を論じるとき、伝統的に神学がそうしてきたように、創造の問題を単に人間と世界、罪と悪と死、また戦争などの社会悪などに限ることはできない。上述の諸問題に加えて、高度に発達した文明とその科学技術の進歩から生じたもろもろの問題をも省察しなければならない。

II. 創造について

1. 聖書における創造理解

創造という時に、われわれが主として思い浮かべるのは被造物、ことにも人間と、ある程度、われわれがその中に住む創造された世界である。しかし、人間というふう一般化、抽象化する

前に考えなければならないのは、われわれ人類同胞の中には、いろいろな意味で「少数派（マイノリティ）」と見なされている人々がいることである。一例を挙げれば、人種的また宗教的少数派、性的指向での少数派、身体的また精神的障がい者（physically challenged or mentally handicapped）である少数派、下層階級または周辺化された少数派等である¹¹⁾。

われわれの神学的論議の中では、創造に関する教理はつねに人間と罪と悪とを扱ってきた。罪と悪の個人的側面のほうをその社会的側面よりも多く論じてきた。人間の否定的側面すなわち罪と悪のほうが、肯定的側面すなわち人間の尊厳やもろもろの人権よりもしばしばいっそう強調されている。そしてこれらの人権は、創造主なる神によって創造されたものとしての人間にとってしばしば脅威に晒されている。人間の尊厳と人権の聖書的根拠は、人間の、とりわけ少数派の人々や社会の周辺で生きている人々のいのちを支える理論と実践にとって本質的である。

創世記における創造物語の使信は人間の尊厳の本質と根拠を理解するのに役に立つ。創造物語は初日の「光あれ」（創世記1章3節）という神の命令の言葉による光の創造に始まり、六日目の「われわれにかたどり、われわれに似せて、人を造ろう」（同26節）という言葉に伴っての人間の創造に至るまで続く同じパターンが繰り返される。このことが示すことは、すべての被造物は神の意志と意図にしたがって現実の生ける存在へと造られたということだ。いかなる物も偶然に、あるいは目的もなしに、現実の生ける存在に造られたのではないのだ。満足を表す神の言葉「神は……見て、良しとされた」（同4, 10, 12, 18, 21, 25節）、「神はお造りになったすべてのものを……見よ、それは極めて良かった」（同31節）は神の目の前で創造されたものの全面的かつ無条件の肯定を表している。よしんば人間の目にはそうは見えなかったとしても、である。

ルターのキリスト理解は、罪深い人間とご自身を同一化されるケノーシスの神の理解と密接に結

びついている。周縁化された人々を含めて、人間というものは、単に神に深い愛と目的と意図とをもって造られ、しかもその存在を全面的かつ無条件に肯定されるほどに満足された存在というだけではなく、イエス・キリストがご自身をそれと同一化され、そのために十字架の上で死んでくださり、贖い取ってくださった存在である。ボンヘッファーの『現代キリスト教倫理』の一節を加えて引用したい。

イエス・キリストにおいて、われわれは、人となり・十字架につけられ・甦り給うた神を信じる。その受肉において、われわれは、被造物に対する神の愛を知り、……イエス・キリストが人間そのものであるということは、神がこの被造世界の現実の中にはいり来たり給うこと、われわれが神の前における人間であることが許され、またあらねばならぬことを意味する。人間存在を破壊することが罪であり、従ってそれは、人間を救おうとし給う神を妨げることになる¹²⁾。

2. ルターの創造理解

また、小教理問答及び大教理問答の中の使徒信条の第一項において創造についてルターがどのように語っているかを見るのはたいへん有益であろう。大教理問答での創造主に関する言明は「父である神の本性、意志、活動、働き」を明瞭に描き出している。小教理問答における使徒信条の第一項への答えは以下のとおりである。

私は、神が私をすべての物とともにつくられたことを信じます。神が私に、からだとなまい、目と耳と両手両足、理性とすべての感覚を与えられたこと、今もなお保たれることを、私は信じます。そのうえに神は、着物とはき物、食物と飲み物、家と屋敷、妻と子ども、田畑と家畜とを、からだと生活のために必要なすべてのものともども、毎日豊かに与え、あらゆる危害から保護し、またすべての悪から守り、防が

れることを信じます。そして、これらすべては、全く、私の功績とか、値うちとかによるものではなく、純粹に父としての、神の慈悲とあわれみによるのです。これらすべてのことのゆえに、私は神に感謝し、神を讃美し、また奉仕し、服従するのです。これは確かにまことです¹³⁾。

この解明は、人間存在とそのいのちを創造し、保護し保持するというルターの創造の神学の実存的でありつつ同時に社会的な理解をもっとも雄弁に表現している。神のみが創造という行為の唯一の主体であり、その被造物の生と死への全責任を引き受ける究極のお方である。しかも、これらの創造と保持の根拠を端的にこう述べている。「全く、私の功績とか、値うちとかによるのではなく、純粹に父としての、神の慈悲とあわれみによる」。ここにわれわれはルターの創造の神学における「恵ミノミ sola gratia」と「ワレワレノ外デ extra nos」というこれらに通底する主題を認めるのである。神の創造に見る、そしてその被造物への関わりに窺える神の恵み深い本質こそが人間一人ひとりの尊い価値を認めることへと導く。言い換えれば、すべての人間に与えられている人権の根拠であるところの、神によって与えられた人間の尊厳を認めることができるのである。

この神学的基礎に立つとき、何人も周縁化されたり人間の尊厳や人権を奪われたりすることはできないし、されてはならないのである。さらには、ルターによれば、各人は「神に感謝し、神を讃美し、また奉仕し、服従する」責任を負っていると言う。これは、人間存在は神の創造、保持、再創造という継続的な行為を受動的に受け取り、感謝し賛美するだけでなく、神の業に能動的・積極的に参与する責任があるということである。アメリカのルター派神学者フィリップ・ヘフナーは人間を表現するのに「創造された共同創造者 created co-creator」という語を編み出した¹⁴⁾。

3. 「二王国論」と「律法と福音」

ここでもう二つのルター派の神学的遺産を省察してみるのは時宜に適っているだろう。それらは、すなわち、「二王国論」と「律法と福音」である。二王国論とはしばしば福音によって治められるキリストの国と、律法によって治められる世俗のあるいはこの世的な国に関する教えであり、キリスト者たるものは前者に住むべきであり、非キリスト者は後者に住むべきだという教えだと説明されてきた。キリストの国と世俗のあるいはこの世の国の関係についての一般的な理解は、いつのまにかルター派をしてこの世界への参与ということに対してより無関心に、あるいはより無責任な態度へと導いてしまったことは否めない。そのような態度はしばしば「ルター派静寂主義」という用語でもって批判されている。

私は「二王国論」という言い方よりも「神の二つの統治」(二世界統治) 説と言うほうを好む。「この世界の神の二つの統治」という表現の方が、神がこの世界を、この世的にと靈的という二つの方法で治める(統治する)という考え方をより適切に言い表すと考える。これら二つの方法は罪、悪と死の力を扱う神の二つの方法である「律法と福音」、すなわちひとりの神がこのひとつの世界を支配する、あるいは統治する二つの方法に対応する。神は教会とキリスト者を福音のために用いる。そしてすべての善意の人々 — それはキリスト者も非キリスト者も含むが — を律法のために用いる。

ルター派には律法を罪と結び付ける強い傾向がある。それは律法が罪を糾弾し、そうすることによってわれわれが自分の罪深さに気づくのを助けることを期待してのことである。ルター派の伝統によるならば、これは律法の第二用法であって、神学的用法とも呼ばれる。しかし、皆さんご承知のように、律法にはもう一つの用法があり、それは市民のあるいは政治的用法であり、公的生活を平和、正義、公平へと、また秩序をもって、導くことである。この意味での律法は人間存在の外的生活を保うのであって、内的生活に関わるのでは

ない。神は人間の福祉（幸いな生活）の伸展を望まれるがゆえに、神はキリスト者も非キリスト者も、教会もこの世界の他のセクターも用いられる。しかし、神は教会がこの世の統治機構の一部になることは求めておられない。

4. ディアコニアの教会への問い

アジアにおける多くのルター派教会はディアコニアの教会として、また学校を通して教育の分野で活発な働きをしている教会として、よい評価を得ている。だからこそ、あたかもわれわれの社会的参与が不十分であるかのように「ルター派静寂主義」などと名指されたら愉快には思わないだろう。たしかに、この地域には多くのルター派の学校や社会福祉施設がある。

たとえば、私が属する日本福音ルーテル教会は一つの神学校、二つの小さな大学、二つの中学・高校、50あまりの幼稚園や保育園、さらに老人ホームや特別養護老人ホーム、児童養護施設、心身障がいの方々への福祉施設、日雇い労働者とアルコール依存症の方たちへのセンターを含む多くの社会福祉施設を立ち上げ経営している。昨年3月11日に襲った大地震と大津波を含めて人道的支援活動はたいへん熱心になされている。これらの貢献は8千人あまりの現住陪餐会員と120の教会から成る教会から期待できることをはるかに超えていると言えるだろう。教育と福祉の分野で、キリスト教会はしばしば日本におけるパイオニアだったし、大きな貢献をしてきた。

けれども、われわれは自問しなければならない、教会の社会的ミニストリーはかつてそうしてきたように、今日も新しく起こってきている幾多の困窮の中にある人々への奉仕となり得るか否か、と。こう問うとき、私はなにもこれまで積み重ねられてきた先人たちの貢献と現在営まれている大きなディアコニアの働きの価値を否定しようとか低めようとかしようとしているのではない。なぜなら、それらは極めて高く評価され感謝されているからだ。しかしながら、私の問いは教会の深い関与が、現実に新たに起こっている困

窮にある人々を助けることを目指しているかどうか、あるいは、困窮にある人々を減らすことが目指されているか、そのような人々を生み出さないようにすることを目指しているか、ということをめぐるものである。

正義、平和、愛の世界を打ち立てるというヴィジョンは、以下の聖句にみられるように、旧約聖書の中に明瞭に記されている。

「わたしはあなたと契りを結び、正義と公平を与え、慈しみ憐れむ¹⁵⁾。」

「正義を洪水のように／恵みの業を大河のように／尽きることなく流れさせよ¹⁶⁾。」

「人よ、何が善であり／主が何をお前に求めておられるかは／お前に告げられている。／正義を行い、慈しみを愛し／へりくだって神と共に歩むこと、これである。¹⁷⁾」

5. ルターの自然的・社会的環境への関心

さてここで、小教理問答と大教理問答の中で、その中にわたしたちが住んでいる自然的・社会的環境に関して、ルターがどのように言っているのかをあなたがたに思い起こしていただきたい。使徒信条の第一項「天地の造り主、全能の父である神を私は信じます」の説き明かしを先に引用したが、ルターは、これが実に特徴的だが、先ず「神が『世界を』つくられた」とではなく「神が『私を』つくられた」と述べている。ここにルターの非常に実存的な創造理解を看取することができる。しかしながら、彼は、神の前に立ち、神の贖罪的な愛と罪の赦しの対象であるところの「私＝自己」にのみ焦点を当てているのではない。ルターは「そのうえに」と言って続けて、それと共に、あるいはそれらの内にわたしたちが生活を営んでいるのに必要な物として、「着物とはき物、食物と飲み物、家と屋敷、妻と子ども、田畑と家畜」とすべての財産などを、「からだと生活のために必要なすべてのものともども¹⁸⁾」数え上げている。さらにルターは大教理問答の中で自然環境についての彼の関心に言及することを無視

しない。こう述べている。「その上、すべての被造物、すなわち、空の太陽と月と星、昼と夜、空気、火、水、大地、およびその大地が載せ、産出するもの、鳥、魚、獣、穀物、あらゆる種類の農産物……などを生活の益と必要のために奉仕させてくださる。¹⁹⁾」それに加えて、ルターは小教理問答の中で人々をあらゆる危害から保護し、またすべての悪から守り、防ぐとの神の約束に言及している。大教理問答の中では、外的生命を保護するための手段として「さらにその他の肉体的、地上的財貨、良い政府、平和、安全」について詳述している。われわれは、政府、平和、安全が神の左手の働き、すなわち律法の働きであることを知っている。神の二様の統治に関して上述したように、神はこの世界を二つの手、律法と福音で治められる。そうすることによって、神はわれわれとこの世界とを創造と救済の両方において完成へと導くことができる。言い換えれば、救済の完成抜きに創造が完成されてもそれは十分ではないし、創造の完成抜きに救済がされても十分ではないのである²⁰⁾。

『現代キリスト教倫理』の中のボンヘッファーの言葉をここで思い出すのは価値があることだろう。

すべてのキリスト教的生の根源と本質は、決定的に、宗教改革が「恵みのみによる罪人の義認」と名づけた一つの出来事に基づいている。……われわれは初めに、罪人の義認という出来事は、究極的な出来事であると言った。……従ってまさに究極的な事柄のゆえに、究極以前の事柄は、繰り返して命ぜられ、重荷を感じずる良心をもってではなく、良き良心をもってなされねばならないのではないか²¹⁾。

われわれのすべてが属するところのルター派(ルーテル)教会は義認の教理、すなわち究極的な出来事の上に、立てられている。かつてもそうであったし、今もそうだし、これから先も永遠にそうである。しかしながら、このことは人間が正

義と平和をもってその中で生きようと神が備えられた社会あるいは世界の実現という「究極以前のこと」をルター派教会が軽んじているということではない。三位一体の神は、聖霊によって、創造の完成と救済の完成の両方が実現する時である、終末(エスカトン)の到来の時まで、この世界の歴史を導かれるのである。その時まで、ルター派教会とその会員たちを含むキリスト教会は、そのいずれもが神ご自身が始められ、遂行され、完成に到らせられるところの二つの働き、すなわち、福音の宣教と聖礼典の執行を通してと、社会的ミニストリーを通して、神のミッションへ参与するよう召されているのである。

Ⅲ. 救済について

1. 共同宣言

しばしば言い表されているように、義認の教理はそれによって教会が立ちモシ倒レモスル条項である。この「神の恵みにより、キリストへの信仰を通してのわれわれの義認」という教理こそはルターの宗教改革の使信の中核である。30年以上にもわたる対話と研究ののちに、ルーテル・カトリック両教会の指導者たちによって1999年10月31日に署名された『義認の教理に関する共同宣言』にとうとう到達することができたのである。この文書は「義認の教理の基本的諸真理に関する合意²²⁾」を含む。

『共同宣言』は、新約聖書の中には義認の現実に関する多様な表現、たとえば罪の赦し、罪と死の力による支配からの解放、律法の呪いからの自由等々があるという事実を受け容れる。それはさらに神との交わりへと受け容れられること、キリストに、また彼の死と復活に結びつけること、洗礼において聖霊を受けること、教会という一つの体へと組み入れられることを含むのである。『共同宣言』の第15条はこの教理の本質と理解を以下のように明瞭に表現する。

われわれは、信仰において共に、義認とは三

位一体の神の働きであると確信している。御父は御子を、罪人を救うためにこの世へと送られた。義認の根拠また前提はキリストの受肉と死と復活である。こうして義認は次のことを意味する。すなわち、キリストご自身がわれわれの義であって、われわれは御父の意志に従って聖霊を通してそれに与かる。われわれは共にこう告白する。われわれは、われわれの側のいかなる功績によってでもなく、恵みによって、キリストの救いのみ業への信仰において、神に受け入れられ、聖霊を受ける。この聖霊がわれわれの心を新たにし、それによってよい行いへとわれわれに力を与え、召し出す²³⁾。

2. アジアのコンテクストの中で

これが実に正確な、正しい、明晰な義認に関する言明である。それでは、この教理をわれわれのアジアのコンテクスト（状況、文脈）の中でどのように解釈したらよいただろうか。もしあなたの国や地域で極く普通の人の日常生活を思い起こしていただければ、30年前の生活と今日の生活との大きな違いにきつと気づかれることだろう。所得は驚くほど伸びた。GDPやGNPなどすごい成長を遂げた。近代化の進展と共に、生活水準もおおいに上がった。しかし、私が感じていることを率直に言えば、人々の生活は豊かになったが、彼らはより不安定に、より傷つきやすく、よりストレスがかかり、より不幸せになってきたと思えてならない。

繰り返し述べたように、今日の世界は劇的に変化した。一つの国はもはやそれ自体では独立した経済の単位ではなくなった。世に言うところの「グローバル経済」が一国を土台にした経済を呑みこんでしまった。グローバル市場経済あるいは市場原理がすべてを治めるようになった。それらの力は政府の力よりもはるかに強くなっている。もしも世界の一角でひとたび金融危機が起こったら、残りの世界に直接間接に影響を及ぼし、しばしばそれは非常に深刻になる。

今日の世界を支配している根本的な哲学は、自

由で開かれた競争というものを大前提とする新自由主義である。別な言い方をすれば、この世界は弱肉強食の原理が支配している。この世界経済と世界市場において、これこそが人間の評価される物差しである。個々人の努力はさして大きな差を生み出さないが、一人ひとりその人の業績あるいは成果によって評価される。この目的のために至るところに成果主義の結果の測定のシステムが導入されてきた。誰もが、ある意味では、商品となる。人は、自分をもつ商業的な価値が高まれば高まるほど、より高く評価されたことになる。これこそがわれわれがその中で生きており、見通しのつく限り生きていくであろう人生であり世界である。

3. 成果主義の対極にあるもの

われわれが人生の別の原理あるいは価値観を探し求めるのはこのような状況の中においてである。人はそのDoing（何をなすか）によってではなく、そのBeing（存在そのもの）によって価値を認められるべきである。このような原則は重い障がいを負って生きている人々によって主張されるようになってきた。それゆえ、これは私の確信であるが、市場原理主義とか成果（業績）主義のまったく対極にあるところの、「義認の原理」こそが今日真に必要とされているものである。もう一度、『義認の教理に関する共同宣言』の第15項を引用しよう。

われわれは、われわれの側のいかなる功績によってでもなく、恵みによってのみ、キリストの救いのみ業への信仰において、神に受け入れられ、聖霊を受ける。この聖霊がわれわれの心を新たにし、それによってよい行いへとわれわれに力を与え、召し出す²⁴⁾。

この「義認の原理」だけが、今日の世界を支配している「成果（業績）主義の原理」と根本的に反対の立場である原理として存在する。第15項にはこうも書いてある。「義認とは三位一体の神

の働きである」また「義認の根拠また前提はキリストの受肉と死と復活である」。この神が十字架の神学の神である。人間についてのこの見方は、人の商業的価値に基づいてではなく、「ワレワレノ外ナル」神によって創造され与えられた価値に基づいて主張される。この義認の原理は、何事かを生産することができることによる価値あるいは商業的価値を持っていないように見える人々に対してと同様に、終末医療（ターミナルケア）の段階の人々に対しても、適用される。これはすべての人々に、わけても貧しく、弱く、周縁に追いやられている人々に対して適用されるべきである。すでにお気づきであろうが、われわれは、人間中心で、市場志向の、成果主義に基づいた人間のための価値体系に対する対抗的な原理として「義認の原理」を導入する可能性をめぐっての議論の中で「罪の問題」に触れてはいない。たしかに、われわれは神に対する罪、すなわち、義認によって与えられる赦しの不可避的な前提としての、神とのわれわれの関係の意図的な否認については未だ論じてはいない。

4. 罪をめぐる問題への二つのアプローチ

この問題を解くために、われわれは二つの異なる視角から接近しなければならない。第一のアプローチは、『共同宣言』の第11項に述べられているように、義認の現実には罪の赦しというほかにもさまざまな表現で描写されるのである。たとえば、罪と死の支配からの解放とか、律法の呪いからの解放とか、神との交わりに受け入れられることだとか、その他である。成果主義を押し付けることによる人間の尊厳を否認するような抑圧からの解放もまた今日遂行されなければならない。そうすることによって、人間であることの喜びと誇りを、なんの前提もなしに、より十全に遂行されるだろう²⁵⁾。

もう一つのアプローチは罪を異なった立場から理解すること、すなわち、罪を単に個人によって犯された個人的な行為であり、それゆえ、人がひとえに主体としてのみ責任を負うべき行為である

と理解するのではなく、罪はまた罪深い条件あるいは状況という立場から理解されるべきだということである。その罪深い条件あるいは状況とは、人がその中でその存在の本質から疎外させているという事態を苦しまねばならなくさせている力によって、換言すれば、非人間化させる力によって苦しんでいる、そういう社会悪によって引き起こされている事態のことである。このような罪ある事態から人間を救い出す原理として、神の義認を捉え直せないかというのが私の解釈学的提案である²⁶⁾。

IV. 結びとして

義認についての伝統的な教えの今日的な解釈に關するこれらすべての議論は、それが宣教の場で大胆に実践されるように、誠実に研究されなければならない。われわれはこの良きおとずれは、それはちょうど宗教改革がその三大スローガンの一つ、タダ信仰ニヨッテノミ sola fideとして宣言したように、信仰において受け取られなければならないということを十分に承知している。この受け取るということなしには、恵みは恵みのままにとどまり、人の心の中で現実とはならない。しかしながら、アジアはキリスト教信仰が存在することが自明のこととされているところではなく、むしろ全人口の僅か2パーセントのキリスト者が他の諸宗教の人々また無宗教の人々の只中でキリスト教信仰を分かち合おうとしているのであって、いわゆるコルプス・クリスチアーヌム（キリスト教一体世界）の一部ではない。

ここでこそ、信仰を恵みを受け取るための必須の条件とすることと正反対に、人をその人自身のなんの功績も無しに受け入れるところの神の溢れんばかりの恵みが広く強調されるべきである。われわれキリスト者が先ずなすべきことは、罪人とすべての苦しんでいる人々を、一切の前提条件なしに受け入れ、そうすることによって価値ある尊い存在だと認め、エンパワーする神の無償の愛という福音を宣べ伝えることである。受け取る信仰

を強調する前に、受け取られることを待っている神の恵み sola gratia がまず強調されるべきだと考える。

われわれのルター派の伝統では、タダ恵ミニヨッテノミ sola gratia がタダ信仰ニヨッテノミ sola fide に先行する。神がなされたこと、そして今もなおなされていることが先ず来て、それから初めてわれわれ人間の応答が後についてくる。だからこそ、前述のように礼拝を意味するドイツ語のゴッテスデーニスト Gottesdienst（直訳的には「神の奉仕」）が、人間が神に差し出す奉仕としてではなく、神が人間に差し出してくださる奉仕という具合に読まれるべきなのである。もちろん、われわれは賛美と服従を神に差し出すが、それはあくまで神の愛へのわれわれの応答としてである。

恵み深い神と sola gratia の強調は、東アジアの大乗仏教の人々、中でも恵み深い阿弥陀仏への一途な帰依を特徴とする法然の浄土宗や親鸞の浄土真宗の門徒たちにとっては、無縁ではないし、驚くべきことでもない。それゆえに、仏教の中でも親鸞の宗派がカール・バルトによって「日本のプロテスタンティズム」と呼ばれたことは驚くには当たらない²⁷⁾。

しかしながら、ひとつの大陸として、アジアは宗教と文化の豊かな土壌であるし、事実、多様な宗教が花開いている地域である。たとえば法然や親鸞のような例外はあるものの、少なからぬキリスト教の伝統を含めて、多くの宗教が唯一の神に、あるいは神々に、はたまた仏陀や他の神格への人間の態度を強調する。それが救いの前提条件であるかのように強調する。

それらの中で、ルター派の伝統は、神の独り子イエス・キリストの生と死と復活という犠牲によって人々が救われるために、神が人間に奉仕される恵みの神の徹底的な強調のゆえに独自である。十字架の神学と義認論という古い神学概念がルター派の解釈学と宣教の実践への確固とした土台を提供する。ここから、これまでの恵みの福音（義認の原理）の強調を微動だにしないよう、少

しも減少させることのないよう、明確に受動的義を主張しつつ、創造論また社会的ミニストリーへの大胆な道が開ける。われわれは、ルター派の神学的遺産に立ち続けつつ、この世界における神の宣教に参加するために神学的発展の必要性を経験してきた。社会的に、政治的に、わけても経済的に急速な発展を遂げているアジアという場の真只中で、われわれルター派は今日と明日の宣教のためにわれわれの豊かな神学的遺産を発展させるべく召されているのである。

注

- 1) *Theologia Crucis and Justification as the Key to the Doctrines of Creation and Salvation Today: Understanding the Use of Lutheran Hermeneutics*, これはルーテル世界連盟宣教開発部門主催「ポスト・モダン時代におけるルター主義とルター派のアイデンティティーについてのアジア的視点」研究協議会 Conference on “Asian Perspective of Lutheranism and Lutheran Identity in a Post-Modern Era” (マレーシア・コタキナバル, サバ神学院, 2012年8月20-24日)における発題講演。原文は英文。著者による翻訳。
- 2) 「ティリッヒは、自分の聴衆にわかる言葉を用いようと決心した。罪は分離、恵みは再結合、神は根拠とか存在の目的とかにいいかえられ、信仰も究極的関心というふうにいわれた」(加藤常昭「解説」、『ティリッヒ著作集 別巻一』白水社, 1978年, 352-3頁)。この線上で、信仰を受容の受容 acceptance of being accepted と言った。
- 3) マーク・ルティオ「ミサに新たな意味づけを—ルター—」『礼拝と音楽』90号, 56-59頁。
- 4) フィリピの信徒への手紙 2章 6-8節
- 5) コリントの信徒への手紙 (二) 8章 9節
- 6) M. ルター「ハイデルベルクにおける討論」『ルター著作集・第一集第一巻』聖文舎, 1964年。とくに 19, 20, 21 項に端的に示されている。W. レーヴェニヒ『ルターの十字架の神学』岸千年訳, グロリア出版, 1979年も参照のこと。
- 7) 北森嘉蔵『神の痛みの神学』新教出版社, 1946年。
- 8) D. ボンヘッファー, 1944年7月18日付書簡「聖書は、人間を神の無力と苦難に向かわせる。苦しむ神だけが助けを与えることができる」。詩「キリスト者も異教徒も」の中の一節「神は……罪と弱さと死に呑み込まれているのを見る。／キリスト者は、苦しみの中にある神のかたわらに立つ」。

- 『ボンヘッファー獄中書簡集』村上伸訳、新教出版社、1988年、417、405頁。なお、拙稿「ボンヘッファーにおける『苦しみ給う神』—ルターとの関わりで—」『ルター研究』第2巻、聖文舎、1986年、111-128頁も参照のこと。
- 9) 正確な統計はまだ手許にないが、2012年度は久々に3万人を下回ったとの推測が報じられている。
- 10) NHKスペシャルとして2010年10月と11年2月の2回放映された。NHKスペシャル取材班編著『無縁社会』文春文庫、2012年。朝日新聞は2011年末から2012年初に「孤族の国」という連続調査報道を行った。どちらも現代日本の社会病理を鋭く描き出し、問題提起をした。
- 11) 金子啓一編『講座現代キリスト教倫理3・日本に生きる』日本キリスト教団出版局、1999年、とくに第4章「部落差別問題」(栗林輝夫)、第8章「しょうがいへのまなざし」(田中牧子)を参照のこと。
- 12) D. ボンヘッファー『ボンヘッファー選集Ⅳ・現代キリスト教倫理 [増補版]』森野善右衛門訳、新教出版社、1978年、120頁。
- 13) 『一致信条書』信条集専門委員会訳、聖文舎、1982年、491頁。
- 14) Philip J. Hefner, "The Creation", in: Carl E. Braaten & Robert W. Jensen, eds, *Christian Dogmatics*, Vol.1, (Philadelphia: Fortress Press, 1984), p.323ff.
- 15) ホセア2章21節
- 16) アモス5章24節
- 17) ミカ6章8節
- 18) 『一致信条書』491頁。
- 19) 同上
- 20) 佐藤敏夫はその『救済の神学』新教出版社、1987年の中でこの創造の完成と救済の完成の問題を論じている。とくに73頁を参照のこと。
- 21) ボンヘッファー『現代キリスト教倫理』107、110、115頁。
- 22) 『義認の教理に関する共同宣言』ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳、教文館、2004年、25頁。
- 23) 『義認の教理に関する共同宣言』32頁。
- 24) 同上。
- 25) 『義認の教理に関する共同宣言』29頁。
- 26) この社会悪という事態をどのように理解するべきかという問題を論じたのが、拙論「ルターにおける社会悪の理解」『ルター研究』第8巻、2002年である。71-86頁を参照のこと。
- 27) K. バルト『教会教義学・神の言葉Ⅱ /2 神の啓示・下』吉永正義訳、新教出版社、1976年、261-269頁。